

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月14日
条例の題名	三重県准看護師試験委員条例	公布日	昭和27年3月18日
条例番号	昭和27年三重県条例第5号	直近改正日	平成14年3月26日
所管部局課	健康福祉部医療対策局医療企画課	電話番号	059-224-2337
条例の概要	保健師助産師看護師法第25条に基づき、准看護師試験の実施の事務をつかさどる委員について定めたものである。		条例の 類型 委任型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	試験の作成には専門的な知識が必要であり、また、適正な試験運用のため、委員をおくことは妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	試験の作成には専門的な知識が必要であり、また、適正な試験運用のため、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	三重県准看護師試験は、毎年実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	委員については、法の規定により、設置が義務付けられ、条例により定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	保健師助産師看護師法第25条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	委員の資格や人数、任期等について食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	准看護師試験を実施するにあたり、委員の設置について定めることが必要である。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	医療従事者の確保と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合、試験問題の作成ができず、試験の実施ができない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	准看護師試験という特定の者のために行う試験であり、限定的であるが、准看護師の確保という公益上問題ないと考える。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	試験作成という専門的知識を要するため、一般県民との連携は該当しない。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無

改正を
検討す
る。

現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。

見直しに
関する規
定の有無

有効期限
に関する
規定の有
無

無

無